

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(10月分～12月分)

■令和元年10月1日～令和元年12月31日

令和元年12月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

〈取引・契約関係:6件〉			要望書・意見書等のポイント
日付	件名	発信者	
9月30日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明	富山県弁護士会 会長 菊 賢一	<p>2019(令和元)年5月29日に公表された「中間整理～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」は、2008(平成20)年の割賦販売法改正により導入されたクレジットの過剰与信規制を大幅に緩和しようとするものである。</p> <p>しかし、各クレジットカード会社が独自の審査基準により行う与信判断を従来の方法による与信判断に代えることを認めることは、クレジット業界全体として統一的な基準により過剰与信を防止するという改正法の趣旨を没却することになりかねない。仮に、多様な与信審査基準を選択肢として認めるとすれば、その与信審査基準が現行の支払可能見込額調査に代替し得るだけの客観的に合理的な審査方法であることが確認されなければならないが、各社各様の与信審査基準についてそのような確認作業を行うことは現実的には極めて困難である。また、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を免除することになると、既に他社の与信で多重債務状態に陥っている者にもクレジットカードの利用が認められることになり、過剰与信防止の観点から問題が大きい。</p> <p>次に、少額のサービスであってもそれが積み重なることによって多重債務に陥ることはあり得るうえに、少額のサービスを利用する前に、既に他社で多重債務状態に陥っている可能性もあることから、少額のサービスであるからといって、指定信用情報機関の信用情報の使用義務や登録義務を免除することは合理的とはいえない。また、少額サービスの利用の場合に、指定信用情報機関への基礎特定信用情報の登録がなされないとすると、クレジット業界全体のクレジット債務額を集約して相互に利用することによって過剰与信を防止するという指定信用情報機関の役割も大きく損なわれることになる。</p> <p>多種多様なキャッシュレス決済が普及する中、クレジットカードの利用者が、過剰な債務を負担するリスクも高まっている。さらに、成年年齢の引下げがなされた場合、少額のサービスを含めてクレジット業界全体として適正な与信審査がなされる体制が維持されなければ、若年者の多重債務の被害が増大することも懸念される。</p> <p>よって、当会は、今般のクレジット過剰与信規制の緩和の方針に反対する。</p>
10月7日	消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会報告書に関する意見	消費者契約法の改正を実現する連絡会 世話人 飯田秀男(全大阪消費者団体連絡会) 伊藤陽児(愛知県弁護士会) 佐々木幸孝(適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者機構日本) 土井裕明(滋賀弁護士会) 野々山宏(適格消費者団体京都消費者契約ネットワーク) 藤井克裕(適格消費者団体・特定適格消費者団体消費者支援機構関西)	<p>第1 はじめに 本意見書では、①本報告書で示された考え方について今後の検討段階において留意されるべき点を指摘するとともに、②本報告書で示された考え方とは別途に、今後の検討課題を提示する。</p> <p>第2 消費者契約法の規律の具体度について 同法が民事ルールであることをしっかりと踏まえて、明確化を過度に強調することによって、規定が、細分化・厳格化されないことが重要であり、不当勧誘被害の解決の受皿となるような包括規定を設ける方向性が求められる。年齢や日数などの数字で示される外形的要件で法的効果を認める未成年取消権やクーリング・オフと同等の明確性を求めることは誤っている。</p> <p>第3 いわゆる「つけ込み型」勧誘について ○「規律の方向性」に対する意見 (1)「判断力の低下に着目した規定」について、過量(消費者契約法4条4項)という概念に加えて、取引の高額性に着目して取消権を付与するという視点は評価すべきであるが、第三者の関与による取消権の制限について、どれだけ内容が不当な契約であっても、第三者が関与することによって、取り消せなくなるとは本末転倒であるし、独居高齢者が急増している我が国において、立会いを求めるべき適切な第三者がいる者がどの程度いるのか、疑問である。そもそも、事業者が、消費者の判断力の低下につけ込んで、契約を結ばせることの本質的な問題点は、判断力が低下していなければ、必要ないと判断できるような契約を結ばせることにある。したがって、規律としては、このような契約も射程範囲とすることが可能なものが必要である。(2)「浅慮・幻惑という心理状態に着目した規定」については、特定の事案においては、消費者の被害救済可能性が広げられるものと評価できるが、自由な意思決定をすることが妨げられている消費者の心理状態に着目して新たな規定を検討するのであれば、従前の規定のように事業者の特定の行為を限定して捉えるアプローチを取るのではなく、事業者の行為をより抽象的に捉えた上で、問題となる消費者の心理状態によって生じる被害事案を広く対象とし得る規定を検討すべきである。(3)困惑類型の包括的規定について、取消が可能となる不当な勧誘行為の包括規定の制定の方向性を提案していることは高く評価するが、困惑類型だけでなく、誤認類型やつけ込み型勧誘など今後多様化してくる不当な勧誘行為を含めて、不当勧誘行為全体の受け皿となる不当条項に関する消費者契約法10条と同様の包括規定を検討すべきである。</p> <p>○当連絡会の提案 (1)つけ込み型の消費者被害を念頭ににおいた上で、事業者側からの情報提供を促し、かつ、その態様が不適切であった場合には消費者の取消権を認める規定を設けることが考えられる。例えば、先行行為を要することなく、事業者による不利益事実の不告知により誤認して契約した場合の取消しを肯定してよいものと考えられる。(2)ミスマッチ型のアプローチとして、事業者が消費者の判断力の低下等につけ込んで勧誘したことにより、消費者が当該契約の内容を合理的に理解することが可能な状況にあれば必要ないと判断できたような契約を締結してしまった場合には、消費者に取消権を付与することを検討すべきである。例えば、消費者が、困窮、経験の不足、知識の不足、判断力の不足その他の理由によって、当該消費者契約の内容を合理的に理解することが困難な状況にある場合に、当該消費者の契約目的に合致しない内容の契約を締結してしまったときの取消権等を置くことを求める。(3)不当勧誘の包括的規定として、事業者が信義則に反する勧誘方法を用いて消費者を勧誘し、当該消費者が誤認、困惑、その他当該消費者契約を締結するか否かを合理的に判断できない状況で契約した場合について、取消しができる旨の包括規定を置くことを求める。</p> <p>第3 消費者契約法9条について ○本来求められるべき基本的視座 消費者契約法9条1号の規定を裁判上、あるいは裁判外の規範として実効化するためには、事業者が「平均的な損害」の算定根拠等を提示する義務を負うような制度設計が必須である。</p> <p>○当連絡会の提案 (1)「平均的な損害」についての立証責任を事業者に負担させることが直截かつ合理的である。(2)積極否認の特則を定めることは平均的な損害の算定根拠を事業者に示させる点で算定根拠を明らかにすることについては期待できる。しかし、適切な制裁がなければ実効性が確保されないため、事業者が算定根拠を示さず、またはその算定根拠の適切な資料を証拠提出しない場合には、「平均的な損害」を超えるものであると裁判所が認定できるとすべきである。(3)「損害」の概念について、今後の検討過程において、解約時の過大な違約金・損害金の定め禁止により消費者契約の適正化を図るという立法目的に合致するように「損害」の範囲を適切に限定する法改正について検討すべきである。</p> <p>○本報告書で示された考えられる規律の検討に対する意見 仮に立証責任の転換が実現できない場合の次善の規律として、本報告書で示された考えられる規律についての意見は以下のとおりである。(1)積極否認の特則について、報告書が示す方向性の中では、有効な方策と評価できる。実現に向けてさらに積極的に検討を進めていくべきである。ただし、適切な制裁が設定されることが不可欠である。(2)推定規定を設ける考え方について、同種の事業を行っているといえるのかの判断が難しいため、具体的な運用が難しい、推定規定は価格や解約料の横並びを助長し、かえって消費者に不利益が生じるおそれがある、合理的に算定された標準約款や同種事業者が当事者となった参考となる裁判例等が存在しない場合には、他の事業者の具体的な「平均的な損害の額」を明らかにしなければならず、これを消費者が行うことは一般的には困難と考えられるなどの問題点がある。今後の検討においてはこのような問題点が解決される必要がある。この点をさらに検討していくべきである。(3)文書提出命令の特則について、現状を改善する選択肢の一つと評価できるものであり、さらに検討を進めていくべきである。ただし、この考え方については、いかなる損害類型において具体的にどのような資料が「平均的な損害の額」の根拠資料となるかが各事業者ごとに特定できるかどうか問題となりえ、この点が明らかでない事案では実効性があるとはいえない。また、「平均的な損害の額」を超える蓋然性が相当程度高いと認められる」との限定要件は不要である。(4)実体法上、事業者に対する資料提出請求権を付与する制度については、さらに検討を進めていくべきである。いかなる損害類型において具体的にどのような資料が「平均的な損害の額」の根拠資料となるのか、各事業者ごとに特定できるかどうか、また、いかなる損害類型において具体的にどのような資料が「平均的な損害の額」の根拠資料となるかについては、なお精査が必要である。立法段階においては対象となる文書を限定するべきではなく、さらに資料提出権を認めるべき主体が、適格消費者団体に限定される必然性はない。</p> <p>○その他 「解除に伴う」要件については、消費者契約法9条1号の立証趣旨に鑑みれば不要な限定であり、削除するべきである。</p> <p>第4 おわりに 今後も、実効性のある民事ルールにふさわしい第3次改正の実現に向けた議論が続けられ、できるだけ早期の改正が実現されることを求めるものである。</p>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月23日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明	宮崎県弁護士会 会長 黒木 昭秀	<p>「中間整理～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」におけるクレジットカード発行時の過剰与信規制の緩和策は、多重債務防止の社会的要請により導入された、現行の割賦販売法におけるクレジット過剰与信規制を骨抜きにするものであり、強く反対する。</p> <p>新規与信を行う際に、計算式(年収－クレジット債務年間支払予定額－生活維持費)で支払可能見込額を算出するのは、支払能力を超えた与信をしないためにも必要な措置である。</p> <p>これに対し、①クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」(主にいわゆるビッグデータを用いて与信審査をする方法)を行う場合に支払可能見込額調査義務を適用除外とすれば、過剰与信になる場合であっても自社には返済を続けてくれる者をデータから選別して与信を行うことにもなりかねず、現行規制で算出される支払可能見込額の金額を超えた与信がなされるおそれがある。</p> <p>また、クレジット会社独自の「技術・データを活用した与信審査方法」については、ビッグデータによるデータ解析によって自動的に一定の結論が得られたとしても、その理由又は判断過程が明らかではなく、その結論の妥当性をクレジット会社にも判断することができない。したがって、当該与信審査方法による与信が過剰与信となっていないかを検証することが実質的に不可能となり、過剰与信を防止し得る客観的合理性をもつ審査を担保することが困難になる。</p> <p>そして、②「技術・データを活用した与信審査方法」については、与信情報を各社が登録せず、かつ、与信情報の照会もしなければ、他社からの与信内容の把握は自己申告によるしかないことになる。もし自己申告がなければ他社からの与信を除外して支払可能見込額を算定した与信、すなわち過剰与信をすることになってしまう。特に他社から既に借入やクレジット債務を負担して返済のために与信を受けようとする場合、与信審査を受ける者は与信を強く希望することから、他社との取引状況をすべて自己申告するとは限らず、正確な与信審査は期待できなくなる。</p> <p>また、③利用限度額10万円以下の場合に指定信用情報機関の照会義務及び与信情報の登録義務を免除してしまうと、複数の与信を受けることで過剰与信につながりうるのであるから、与信情報の照会義務・登録義務を免除すべきでない。</p> <p>多重債務を原因とする自殺者数は、現行規制以前の平成19年には1973名であったのに対し、現行規制後の平成25年には688名と約3分の1に減少しており、現行規制が多重債務防止に効果的であったことは明らかである。</p> <p>現行規制を緩和し、過剰与信が行われるようになれば、現行規制以前の状態に逆戻りし、多重債務を原因とする自殺者数が増加する恐れがある。これでは国民の生命身体の安全よりも、与信を行うクレジット業者の利益を優先することになりかねない。</p> <p>よって、当会は、前記「中間整理～テクノロジー社会における割賦販売法制のあり方～」において示されているクレジット過剰与信規制の緩和に強く反対する。</p>
11月18日	クレジット過剰与信規制の緩和に反対する会長声明	福岡県弁護士会 会長 山口 雅司	<p>経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会において検討されている割賦販売法の過剰与信規制についての規制緩和案のうち、</p> <p>①クレジットカード会社独自の技術やデータを活用した与信審査を行う場合に、これを従来の支払可能見込額調査に代えることを認めて、指定信用情報機関への照会(指定信用情報機関の信用情報の使用)を義務としないことは、与信判断を各クレジットカード会社の独自の審査基準に委ねようとするものであり、クレジット業界全体として統一的な基準により過剰与信を防止しようとした2008年改正の趣旨を没却することになりかねない。仮に、独自の基準による与信審査をすることを認めるのであれば、その与信審査基準が現行の支払可能見込額調査に代替し得るだけの客観的かつ合理的なものであることが担保されなければならないが、この点への手当は明確ではない。</p> <p>また、指定信用情報機関の信用情報の使用義務を免除することになると、既に他社からの与信等で多重債務状態に陥っている者にもクレジットカードの利用が認められうることになり、過剰与信防止の観点から問題が大きいと言わざるを得ない。</p> <p>よって、これには反対であり、仮に独自審査を認めるのであれば、少なくとも、事前の措置として、当該与信審査方法の合理性を審査する手続きを設けること、事後的措置として、貸倒率又は延滞率等の客観的検証手続きを設けることの両方の措置を講ずるべきである。</p> <p>また、②少額・低リスクのサービス(極度額10万円以下のものが想定されている)で指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合には、指定信用情報機関への基礎特定信用情報の登録義務を課さないこととすると、クレジット業界全体のクレジット債務額を集約して相互に利用することによって過剰与信を防止するという指定信用情報機関の役割が大きく損なわれる。言うまでもなく、一つ一つは少額であっても、多数のクレジットカード会社を利用すれば、返済不能状態に陥ることはありうるものであって、少額だからといって基礎特定信用情報の登録義務を課さないことには、過剰与信防止の観点から問題がある。また、多種多様なキャッシュレス決済手段が普及していくことが予想される中、少額の決済手段は、これまでクレジットカードを利用してこなかった層にとっても、比較的抵抗感なく利用できるものと受け取られる可能性が高い。特に、民法の成年年齢の引下げに伴い、クレジットカードを初めて手にするような若年者層にとっては、少額のものには心理的に利用しやすいものとして捉えられる可能性が高く、適正な与信審査がなされなければ、再び多数の多重債務者を生み出すことになりかねない。</p> <p>よって、指定信用情報機関の信用情報を使用せずとも与信できる場合であっても、指定信用情報機関への基礎特定信用情報の登録義務は維持すべきである。</p>
12月3日	預託法見直しに関する意見書	全国ジャパンライフ被害弁護士連絡会 代表 弁護士 石戸谷 豊	<p>現行の特定商品等の預託等取引契約に関する法律(以下、預託法)は、豊田商事事件の再発防止のために立法されたが、施行後に和牛預託商法が続発したばかりでなく、豊田商事事件をはるかに上回る大型消費者被害を引き起こしてきた。再発防止のための法整備は急務であり、消費者委員会の建議を受けた今こそ実効性ある見直しを遂げるべきである。</p> <p>ジャパンライフ事案等の預託商法事案について解明された点を踏まえ、登録制による参入規制が不可欠であることを始めとして、規制の在り方や罰則の適正化等に関する法整備について提言する。</p>
12月20日	販売預託商法に関する法整備についての意見書	先物取引被害全国研究会 事務局長 加藤 了嗣	<p>意見の趣旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 消費者庁は、建議及び消費者委員会意見に対して速やかに真摯な検討を遂げ、預託商法による消費者被害の再発防止のために必要な法整備を行うべきである。 2 消費者庁は、上記法整備において、以下を実施すべきである。 <ol style="list-style-type: none"> (1)販売預託取引(預託物を換価処分して運用する形態は除外)を規制対象とすること。なお、適用対象となる取引類型については、類似商法による規制潜脱を可及的に防止すべく適宜の定義を検討すべきこと。 (2)登録制を導入すること (3)投資取引という本質に即した規制(広告規制、勧誘規制、適合性原則、説明義務、損失補填の禁止、分別管理・事業報告等義務(会計監査の義務付け))を導入すること (4)犯罪収益の没収、被害回復の仕組みを導入すること 3 消費者庁は、行政による破産申立権及び解散命令につき、速やかに制度の具体的検討を遂げるべきである。併せて、特定適格消費者団体による破産申立権についても検討を行うべきである。 4 国は、預託商法被害に対する出資法による法執行の現状を踏まえ、同法につき、罰則強化及び商品が介在する場合にも適用されることを明確化する旨の改正を検討すべきである。

＜食品表示関係:1件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
10月23日	すべてのゲノム編集技術応用食品に安全性審査と表示の義務化を求めます	主婦連合会 会長 有田 芳子	消費者庁はゲノム編集技術応用食品の表示に関し、編集した旨の表示の義務化を見送った理由について、既存の品種改良との区別が難しく、義務化しても検査して違反者を特定することができないためとしているが、遺伝子を人工的に操作して生み出す食品でありながら、安全性審査と表示義務の対象外としたことに大きな違和感と失望を覚える。以下の点について要望する。 ①すべてのゲノム編集技術応用食品に対し、安全性審査を義務付けるべきである。 アレルギー成分の変化などへの懸念も拭い去れない。予期せぬ変異のリスクがゼロとは言えないと考えられることから、安全性審査の義務付けが必要である。 ②ゲノム編集技術応用食品は、早急に食品表示基準の対象に入れるよう、検討に着手すべきである。 検査等でわからないことを不安に思う消費者の声に真摯に耳を傾け、消費者が食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択することを目的とした「食品表示基準」の対象とすべきである。 ③ゲノム編集技術応用食品に対し、取引記録など書類による情報伝達体制(トレーサビリティ制度)を導入すべきである。 原料段階の表示があれば、食品製造者の原料管理は容易となり、混入事故も防止できる。EUの例を見れば、表示をすることも表示を検証することも難しくない。 ④消費者の選択のためには情報開示が不可欠である。 消費者が自分の判断で食品を選べるのが重要との視点で表示のあり方を検討し、表示により消費者に選択の判断を委ねるべきである。消費者が自ら望む食品を選択するために情報提供は必要不可欠である。

＜消費者安全関係:1件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月5日	「けさのクローズアップ『はしか ワクチン拒否の実態』」(おはよう日本 2019年5月27日放送)についての意見【参考送付】	薬害オンブズパーソン会議 代表 鈴木 利廣	おはよう日本で2019年5月27日に放送された企画ニュース「けさのクローズアップ『はしか ワクチン拒否の実態』」は、①日本のはしかの流行の原因のひとつがワクチンを拒否する人たちの運動である、②おそワクチンの危険性を訴える情報のほとんどは「誤った情報」であるといった誤解を視聴者に与えているなど、放送倫理(放送法4条1項)に反する問題がある。この放送については、その文字情報のダイジェスト版が貴局のウェブサイトに掲載されているので、これを削除したうえで、今後は、視聴者に偏りのない正確な情報を提供するよう求める。

＜地方消費者行政:2件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
11月5日	地方消費者行政の充実のための意見	(一社)全国消費者団体連絡会 地方消費者行政プロジェクト	全国消費者団体連絡会「地方消費者行政プロジェクト」では、地方消費者行政の取り組みの現状を把握するために、2019年度も47都道府県を対象に消費者行政調査を行いました。全国の消費者・消費者団体と連携して地方消費者行政のさらなる拡充を求め、国及び地方自治体に対し、地方消費者行政の充実・強化の働きかけを強めます。 以下は、今回の調査を踏まえた、当プロジェクトの提言です。 1. 地方消費者行政強化交付金について、十分な予算確保をするとともに、事業メニューは自治体のニーズを把握し、活用しやすいものにして下さい 2. 消費生活相談員の質の高い相談体制のために、市町村支援、あっせんの促進、研修の充実のための施策と財政支援を求めます 3. 消費者安全確保地域協議会や消費者教育の推進のための支援を求めます 4. 消費者行政職員の研修を充実させ、地方消費者行政の法執行の体制強化等のための支援を求めます 5. 消費者庁は地方消費者行政の充実強化のために、働きかけを強化して下さい なお、消費者庁は2019年5月より「地方消費者行政強化作戦2020策定に関する懇談会」を設け、9月に報告書を公表しました。2020年度からの新・強化作戦の政策目標については、消費者庁原案に書かれた目標に加え、「⑤特定適格消費者団体、適格消費者団体、消費者団体の活動の充実」「⑥法執行体制の充実」が追記されました。また、「強化作戦の推進方策」の項において、「消費者庁は、平成30年の消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議等も踏まえ、財政支援策の検討を進める」旨が明記されました。 新・強化作戦の政策目標が達成されるよう、これらの施策の実現もあわせて求めます。
11月26日	地方消費者行政の充実・強化のための要望書	(公社)全国消費生活相談員協会 理事長 増田 悦子	令和元年11月15日に開催した「地方消費者行政の充実・強化のためのシンポジウム」での議論、意見を踏まえて、以下のとおり要望する。 1 地方自治体への国からの恒常的な財政支援を要望する。 国の重要施策としての訪日・在日外国人向け相談窓口の整備、放射性物質に係る食品の風評被害の払拭のための取組、公益通報者保護制度の推進、ギャンブル等依存症対策に係る取組、AV出演強要問題なども、これまで受け付けてきた消費者問題よりも広い範囲となる。 こうした消費者行政の業務の範囲や性格の変化に応じて、財源面における国としての相応の役割が求められる。国からの恒常的な財政支援を要望する。 2 地方自治体の自主財源確保のための施策強化を要望する これまで地方自治体が担ってきた消費者行政によって今の暮らしが実現できていること、その基盤が揺らげば今のレベルが維持できないということも、自治体内部においても、また住民にも理解していただく必要がある。国として、消費者行政、消費生活相談の重要性やその内容を広く周知することをはじめとした自主財源確保のための施策を強化していただくことを要望する。 3 消費生活相談員の役割理解、消費生活相談の環境整備、人材確保のための施策をとることを要望する。 消費生活相談員資格が国家資格となり、毎年有資格者が輩出されているが、消費生活相談員の人材不足が全国的に課題となっている。消費生活相談員には高いレベルが求められているにもかかわらず、処遇が見合わないということが大きな一因となっている。それどころか、会計年度任用職員制度への移行を控え、一部では今の処遇より実質的に低下する可能性がある。 消費生活相談業務は、高い志により担ってきたが、これからは志だけでは継続されない。広域連携やAIの活用など、人材不足の解消方法はいくつか提案されているが、まずは、職員のバックアップなどの消費生活相談現場の職場環境の整備と、仕事に見合った処遇が必要である。そして、消費者の権利の実現のため、消費者市民社会を構築するため、消費生活相談員の業務の重要性を、地方自治体、社会にしっかりと理解してもらうような施策を要望する。

＜公益通報者保護制度:2件＞			
日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
12月3日	公益通報者保護法の来年度通常国会での改正を求める意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会	公益通報者保護法は平成18年4月に施行されて以降、法施行後5年をめぐりに見直しを行う旨が附則に記載されていたにも関わらず、いまだ法改正には至っていません。次期通常国会にて、内閣府消費者委員会公益通報者保護専門調査会報告書で合意された内容に沿った形で法改正が行われることを求めます。
12月25日	「公益通報者保護制度の実効性の向上」～日本国政府・行政と国会の連携要望～	中島 秀隆	令和元年11月6日、第200回国会衆議院「消費者問題に関する特別委員会」において、衛藤晟一大臣より以下ご発言・挨拶がありました。 「昨今、消費者の安全、安心を損なう企業不祥事が明らかになっています。法令違反行為が放置されないよう、企業の自浄作用を十分に発揮していただくためにも、公益通報者保護制度の実効性の向上を目指し検討を深めるなど、取組を進めます」 政府・行政で深化されてきた「公益通報者保護の実効性の向上」を「実効性を高めた法改正」に繋げるため、政府・行政・内閣府消費者委員会と国会の連携を要望します。 平成30年12月27日、「府消委第283号」、高巖前委員長より安倍晋三内閣総理大臣に宛てて答申されてから、丸一年経ちます。 実効性の向上、法改正への道筋を、より明確にお示しいただくよう要請いたします。